

# 「水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令及び資機材等の材質に関する試験の一部改正について」 (平成16年2月9日健水発第0209001号)



「水道施設の技術的基準を定める省令」の一部を改正する省令及び「資機材等の材質に関する試験」の一部を改正する件が平成16年1月26日に公布され、平成16年4月1日から施行されます。

### 改正内容

項目		水に注入される薬品等により付加される物質の基準	水に接する資機材等からの浸出基準
新規	1,4-ジオキサン	0.005mg/L 以下	0.005mg/L 以下
	臭素酸	0.005mg/L 以下	
	アルミニウム		0.02mg/L 以下
	非イオン界面活性剤	0.005mg/L 以下	0.005mg/L 以下
	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.5mg/L 以下	0.5mg/L 以下
	塩素酸	0.6mg/L 以下	
変更	フェノール類	現行	0.005mg/L 以下
		改正	0.0005mg/L 以下
	ホウ素	現行	0.1mg/L 以下
		改正	0.1mg/L 以下
	アンチモン	現行	0.0002mg/L 以下
		改正	0.0015mg/L 以下
	亜塩素酸	現行	0.2mg/L 以下
		改正	0.6mg/L 以下
二酸化塩素	現行	2.0mg/L 以下	
	改正	0.6mg/L 以下	
削除	1,1,1-トリクロロエタン	0.03mg/L 以下	0.03mg/L 以下
	有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	1.0mg/L 以下	1.0mg/L 以下

技術基準省令における基準項目のうち、水質基準項目又は水質管理目標設定項目については、それらと同様の分析方法とし、それ以外の項目については答申に示された考え方に準じて分析方法が改正されました。

注意事項としては、以下の3点があります。

- ・ 有機物(全有機炭素(TOC)の量)については、平成17年4月1日からの施行とし、それまでの間は有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)を基準項目とします。
- ・ パッキンを除く主要部品の材料としてゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を使用している資機材等の浸出液に係る基準については、当分の間フェノール類の基準値を従来のとおり0.005mg/Lとします。
- ・ 省令改正の際、現に設置されている浄水又は浄水処理過程における水に接する資機材等であって、改正後の基準に適合しないものについては、当該水道施設の大規模改造の時まで、改正後規定の適用が猶予されます。

資料:2004年2月9日付 健水発第0209001号

環境技術箇所 坂田旭子

#### 事業内容

- |                      |                       |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析  | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明   | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定     |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理       |
| 4 水道法第20条に基づく水質検査    | 8 委託試験・研究・開発          |

